

## 障害者が自由と安全を享受する権利に関するガイドライン (Guidelines on the right to liberty and security of persons with Disabilities)

原文：国連障害者権利委員会 (Committee on the Rights of Persons with Disabilities) General Assembly Official Records Seventy-second session Supplement No. 55 (A/72/55) (<http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=dtYoAzPhJ4NMy4Lu1TOebOyWznl3F6u2vVkqo%2FomXtSn4CLtA238Fdsx9hOv5ZF626c2zYyRNX0SwvVArEwf4XUnu3wzBuw0Y3uXOileJQ%3D>) Annex

訳者：弁護士深谷太一

### A. 導入

1. 障害者権利委員会【訳注：以下「本委員会」という。】が、2014年9月に障害者権利条約【訳注：以下「本条約」という。】の第14条に関する声明を採択して以来 (CRPD / C / 12/2 添付 IV を参照)、一部の国連機関と政府間プロセスは、障害者の自由の剥奪について述べたガイドラインとして、個人の自由と安全の権利に関するガイドライン及び囚人の取扱いに関するガイドラインを作成してきた。一部の地域団体は、拘束力のある付加的な法的取決めとして、知的障害や心理社会的障害のある人々の強制収容及び強制的治療を対象とするであろう取決めを採択することも検討してきた。本委員会の側としては、本条約の締約国と建設的な対話をしながら、第14条の理解をさらに深めてきた。
2. 本委員会は、本条約の実施を監視する任務を担う国際機関として、本ガイドラインを採用した。その目的は、本条約に基づき締約国が、障害者が自由と安全を享受する権利を尊重し、保護し、保障する義務について、さらなる明確化を図るためである。明確化の対象としては、締約国、地域統合組織、各国の人権機関及び監視機構、障害者団体及び市民団体、さらには、国連の部局、機関及び独立の専門家を想定している。本ガイドラインは、本委員会が過去に採択した本条約第14条に関する声明に代わるものである。

### B. 障害者が自由と安全を享受する権利

3. 本委員会は、個人の自由と安全は誰もが受けることができる最も貴重な権利の1つであることを再確認する。とりわけ、障害のある全ての人、特に、知的障害及び心理社会的障害のある人は、本条約の第14条に従って自由を享受する権利がある。
4. 本条約の第14条は、本質的に、差別を禁止する条項である。同条は、障害者との関係で人の自由と安全に対する権利の範囲を明確化し、この権利の行使に際する障害を理由としたあらゆる差別を禁止している。したがって、第14条は、全ての障害者があらゆる人権及び基本的自由を完全かつ平等に享受することを促進し、保護し、保障するとともに、障害者が当然に有する尊厳を尊重することを促進するという本条約の目的に直接関係している。
5. 第14条の差別禁止という性質は、同条が平等と非差別に対する権利 (第5条) と密接に関連していることを示している。第5条(1)において、締約国は、全ての人々が法の前及び法の下で

平等であり、平等に法の保護を受ける権利があることを認めている。第5条(2)によると、締約国は、障害を理由としたあらゆる形態の差別を禁止し、障害者に対して、いかなる理由によるものかを問わず差別に対する平等かつ効果的な法的保護を保障すべきことが義務付けられている。

### C. インペアメントに基づく拘禁の絶対禁止

6. 締約国が、実際のインペアメント又は認識されたインペアメントを理由に自由の剥奪を許容することが未だに見られる。本ガイドラインでのインペアメントとは、身体、心理社会、知能又は知覚に関する個人の状態と理解されるものであり、身体、精神又は知覚の機能的制限を伴う場合も伴わない場合もある。インペアメントは、通常考えられているものとは異なる。障害は、本条約の第1条に定義されているように、個人のインペアメントと社会的及び物理的な環境との間の相互作用による社会的影響と理解される。本委員会は、第14条は、実際の、あるいは認識されたインペアメントを理由に個人を拘禁することが許容される例外を一切認めるものではないとの解釈を確立している。しかし、精神保健法に代表される一部の締約国の制定法は、自己又は第三者への危険があるとみなされる場合など、他の拘禁の理由があることを条件として、実際の、あるいは認識されたインペアメントを理由として個人を拘禁することが許容される場合を未だに規定している。このような法制は、第14条に違反している。これは、本質的に差別的であり、自由の恣意的な剥奪に該当する。

7. 本条約の採択に至るまでの障害に関する特別委員会の交渉中に、実際の、又は認識されたインペアメントを理由とした自由の剥奪の禁止の点について、第14条(1)(b)の草案に「のみ」  
【訳注：「インペアメントのみを理由とした」との趣旨と思われる。】といった限定を付する必要があるかを巡り広範な議論が行われた。締約国は、この限定を付けることに反対した。誤解を招く可能性があり、自己又は第三者への危険のおそれなどの他の基準を付加すれば、実際の、あるいは認識されたインペアメントを理由とした自由の剥奪が許されると解される可能性があると主張した。さらに、第14条(2)の草案の文言に、自由の剥奪を定期的に審査する規定を含めるべきかどうかについても議論が行われた。市民団体は、限定語の使用と定期的な審査に関する規定の追加に反対した。結果として、第14条(1)(b)は、自由の剥奪を正当化するために追加の要因又は基準が用いられるとしても、実際の、あるいは認識されたインペアメントを理由とした自由の剥奪を禁止することとなった。この論点は、特別委員会の第7回会合で決着した。

8. 実際の、あるいは認識されたインペアメントに基づく自由の剥奪の絶対的な禁止は、法律の前の平等な承認に関し、本条約第12条と深く関連している。本委員会は、法の前の平等な承認に関する一般的コメント No. 1 (2014年)において、締約国は、当事者の自由意思によるインフォームド・コンセントがなく行われる、あるいは、代替決定者の同意により行われる、障害者の法的能力の否定及びその意思に反した施設入所を中止すべきこと、その理由としては、このような慣行が、自由の恣意的な剥奪に該当し、本条約第12条及び第14条に違反するためであること、を明確にした(同コメントのパラグラフ40)。

9. 個人の自由と安全に対する権利の享受は、独立して生活し、地域社会に含められる権利に関する第19条を実行する中核となる。本委員会は、第19条との関係を強調してきた。本委員会は、障害者の施設入所と地域社会における支援サービスの欠如に懸念を表明し、障害者団体と

協議して、支援サービスや、効果的な脱施設化戦略を実施するよう勧告してきた。さらに、本委員会は、地域に根ざしたサービスを十分に確保するために、より多くの財源の割り当てを求めてきた。

#### D. 精神保健施設での強制的又は同意によらない入院治療

10. 医療の提供を理由とした障害者の強制的な入院治療は、インペアメントを理由とした自由の剥奪の絶対的な禁止（第 14 条(1) (b)）及び医療に関する自由意思によるインフォームド・コンセントの原則（第 25 条）に違反する。本委員会は、締約国が、実際の、あるいは認識されたインペアメントに基づいて、精神保健施設にて障害者を強制的に入院治療させる規定を廃止すべきであると繰り返し述べてきた。精神保健施設での強制入院治療は、ケア、治療、病院や施設への入院・入所について決定する本人の法的能力の否定を伴うため、第 14 条とともに第 12 条に違反する。

#### E. 自由が剥奪された間の同意に基づかない治療

11. 本委員会は、締約国が、精神保健サービスなどの医療サービスの提供が当事者の自由意思によるインフォームド・コンセントに基づいて行われるよう措置を講ずべきであることを強調してきた。本委員会は、一般的コメント No. 1 で、締約国は、その義務として、全ての保健・医療専門家（精神医学の専門家など）に対し、いかなる治療の前にも、障害者の自由意思によるインフォームド・コンセントを得るよう義務付ける必要があると述べた。本委員会は、他者と同等の法的能力を有する権利に関連して、締約国は、その義務として、代替意思決定者による障害者に代わる同意を許容してはならないと述べた。全ての保健・医療従事者は、障害者を直接関与させる適切な相談を確保すべきである。保健・医療従事者はまた、その能力の及ぶ限りにおいて、補助者や支援者が、障害者の決定に取って代わったり、障害者の決定に不当な影響を与えたりしないよう措置を講じるべきである（パラグラフ 41）。

#### F. 自由を奪われている障害者の暴力、虐待及び不当な取扱からの保護

12. 本委員会は、締約国に対し、自由を奪われている障害者の安全と個人の完全性（インテグリティ）【訳注：外務省による本条約 17 条（インテグリティの保護）の翻訳では、「個人をそのままの状態」とすることと訳されている。】を保護するよう要請してきた。その方法としては、強制治療、隔離、並びに、物理的、化学的及び機械的拘束に代表される医療施設での様々な拘束の使用を中止することが含まれる。本委員会は、これらの強制治療、隔離、拘束等が、本条約第 15 条に基づく、拷問及びその他残酷で、非人道的で、もしくは品位を傷つける障害者の取扱又は障害者の処罰の禁止に違反するとの見解である。

#### G. 障害者が引き起こすと言われる危険の認識、ケア・治療の必要性があるとされること、又は他の理由に基づく自由の剥奪

13. 本委員会は、締約国による報告の全ての審査を通じて、障害者が自己又は第三者にもたらすと主張される危険の認識に基づいて障害者の拘禁を認めることは、第 14 条に反するとの立場を確立した。リスク又は危険、ケアや治療の必要性があるとされること、インペアメントの重大性などのインペアメントもしくは医療的な診断に関連した他の理由に基づき障害者をその意思に反して拘禁することは、自由に対する権利を侵害するものであり、自由の恣意的な剥奪に該当する。観察の目的で障害者をその意思に反して拘禁することも同様である。

14. 知能や心理社会に関するインペアメントがある個人は、医学的又は治療的処置に同意せず、又は抵抗する場合、自己や第三者にとって危険であると見なされることが多い。障害者を含む全ての個人は、害を及ぼさない義務がある。法の支配に基づく法制度には、この義務の違反に対処するための刑事法及びその他の法律が確立している。障害者は、精神保健法など別の法的な経路に置かれることにより、これらの刑事法などに基づく平等な保護を奪われることが多い。精神保健法などの特別な法律及び手続は、人権保護、特に適正手続（デュープロセス）や公正な裁判に対する権利の点で、一般に水準が低く、本条約の第14条とともに第13条に違反する。

15. 本条約第3条(a)にて原則として確立された、自ら選択する自由には、他者と平等に、リスクを負い、過ちを犯す自由が含まれる。本委員会は、一般的コメント No. 1 で、医学的及び精神医学的治療に関する決定は、当事者の自由意思によるインフォームド・コンセントに基づいて行う必要があり、その人の自律、意思、好みを尊重する必要があると述べた（パラグラフ 21 及び 42）。実際の、あるいは認識されたインペアメント又は健康状態を理由とした精神保健施設での自由の剥奪も、障害者から法的能力を奪うものであり、本条約第12条に違反する。

（中略）

#### **M. 緊急事態及び危機的な状況（クライシス）における自由意思によるインフォームド・コンセント**

22. 本委員会は、一般的コメント No. 1 において、締約国は、緊急事態及び危機的な状況（クライシス）にある場合を含め、常に障害者が意思決定を行う法的能力を尊重し、支援しなければならないと述べた。締約国は、緊急事態及び危機的な状況にある場合を含め、障害者に支援が提供され、サービスの選択肢について正確かつアクセス可能な情報が提供され、さらに、非医療的なアプローチが利用できるよう措置を講じなければならない（パラグラフ 42）。本委員会はまた、締約国は、強制治療を許容又は実行する政策及び制定法上の規定を廃止しなければならないと述べた（パラグラフ 42）。さらに、本意委員会は、他者と同等の法的能力を有する権利に関連して、締約国は、その義務として、代替意思決定者による障害者に代わる同意を許容してはならないと述べた（パラグラフ 41）。

23. また、本委員会は、上記の一般的コメントにおいて、締約国に対し、障害者が、第三者により行われる障害者の「最善の利益」の分析に基づき、自らの法的能力を行使する権利を否定されないように措置を講じるよう求めた。また、本委員会は、相当の努力によってもなお個人の意思及び好みを決定することが現実的ではない場合、「最善の利益」の決定に関する慣行を中止し、それに代わって、その個人の「意思及び好みの最善の解釈」の基準を用いるように措置を講じるよう求めた（パラグラフ 21）。

#### **N. 本条約第14条に違反し、又は第12条及び/もしくは第15条と併せて第14条に違反して自由を奪われた障害者の司法、賠償及び救済へのアクセス**

24. 恣意的又は違法に自由を奪われた障害者は、自らの拘禁の適法性を審査する司法にアクセスし、適切な救済と賠償を得る権利がある。この点について、本委員会は、恣意的拘禁に関するワーキンググループが採択した「自由を奪われた者の裁判所で手続を提起する権利についての

救済及び手続に関する国連基本原則及びガイドライン」第 20 項に留意するよう、締約国の注意を喚起する (A / HRC / 30 / 37 パラグラフ 107) 。そこでは、障害者に関する具体的な措置が規定されている。